

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年3月13日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
西職員福祉課長

議 題

人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の改正

議事の概要

- 議題「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の一部改正について

令和7年3月

職員福祉局

1 改正の背景

(1) 設備等の検査及び届出について

人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）（以下「規則」という。）は、第32条第1項において、各省各庁の長に、危険な作業を必要とする設備等についての検査義務を課している。

また、規則第33条において、当該設備等を設置等した場合の、人事院への届出義務を課している。

他方、規則第34条において、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）等、一部の法令に基づき所定の検査が行われる設備等については、検査の重複を避けるため、上記の規則に基づく検査及び届出を要しないこととしている。

(2) 高圧ガス保安法等の一部改正（燃料電池自動車等の規制の一元化）について

燃料電池自動車等※の燃料装置に用いられる設備等（第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）、小型圧力容器及び第二種圧力容器）については、「危険な作業を必要とする設備等」に該当するものの、従前は高圧法による検査等が必要とされていたため、規則に基づく検査及び届出は要しないこととされていた。

今般、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）（令和4年6月22日公布、令和5年12月21日施行）により、燃料電池自動車等の燃料装置に用いられる設備等に係る検査実施を含む規制が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に一元化された。

※ 圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車又は軽自動車をいう。

2 改正事項

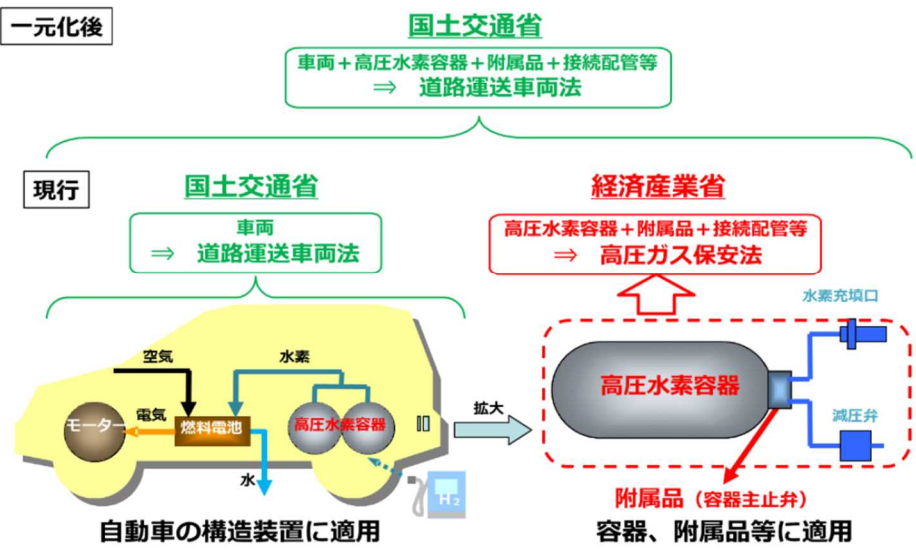
燃料電池自動車等の燃料装置に用いられる設備等（第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）、小型圧力容器及び第二種圧力容器）について、従前と同様、規則に基づく検査及び届出を不要とするための改正を行う。

3 公布及び施行

令和7年3月26日 公布・施行

以 上

(参考)規制の一元化イメージ ※国土交通省ホームページより抜粋



人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年三月二十六日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一〇―四―三八

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用除外） 第三十四条 前二条の規定は、<u>圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車</u>	（適用除外） 第三十四条 前二条の規定は、<u>電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）、高圧ガス保安法</u>

(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車(同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。))であつて、同法第二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。)の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものに用いられる設備等及び電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の適用を受ける設備等について

(昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の適用を受ける設備等については、適用しない。

は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。